

平成24年度版

環境マネジメントシステム

ハンドブック

生駒市

目次

- 生駒市環境マネジメントシステム…………… 1～3
- 全職員に共通した取組…………… 4～13
- 各部署での取組…………… 14～19
- エコ推進責任者とエコ推進員の役割…………… 20
- 市としての取組…………… 21～22
- 事業者への要請用例…………… 23～24
- 研修記録簿…………… 25
- 環境マネジメントシステムの実施及び推進組織の設置に関する取扱要綱…………… 26～28
- 環境マネジメントシステムの推進に係る懇談会開催要綱…………… 29
- 生駒市「LAS-E」取組 実施項目…………… 30～32

生駒市環境マネジメントシステム



環境マネジメントシステム導入の意義

近年、世界的な課題となっている地球温暖化をはじめとした様々な環境問題を解決するため、また、緑豊かな生駒の自然環境を次代に引き継ぐため、市役所を含め、地域全体で環境への負荷を減らす取組を進める必要があります。

また、市役所は市内有数の事業者であり、地域全体の環境の保全及び創造の責任者として率先して環境に配慮しなければなりません。

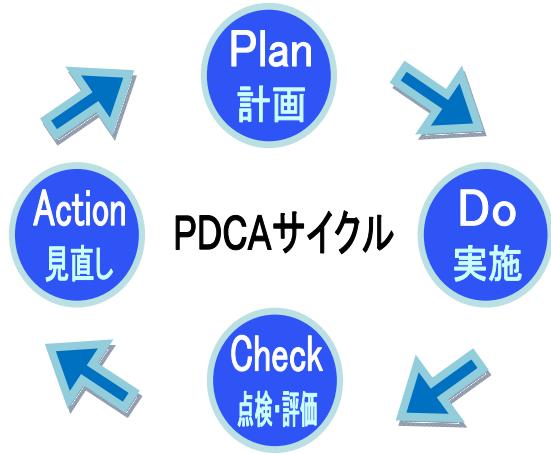
そこで、本市では「生駒市環境マネジメントシステム」の取組を通して、職員一人ひとりが環境への意識を高めるとともに、各々の職場において職務を遂行する上で常に環境への配慮に心掛け、具体的な環境行動を進めていきます。

また、この取組を市民と協働で実施することにより、地方自治の本旨の一つである「住民自治」を環境面から実現していきます。



環境マネジメントシステム

企業や自治体の活動によって生じる様々な環境への負荷を減らすために、継続的に取組を改善し、環境行動を推進していく「しくみ」が環境マネジメントシステムです。



市民参加による環境マネジメントシステム

本市が取り組む環境マネジメントシステムの規格である「環境自治体スタンダード(LAS-E)」は、目標の設定と取組状況の監査に市民の意見を取り入れることを定めています。

LAS-Eでは、取り組みの段階によって第1ステージから第3ステージまで設定され、また取り組み項目数等によって、各ステージがそれぞれ第1ステップから第3ステップに区分されています。

本市では、平成23年度には第1ステージ第3ステップに取り組み、今年度は第2ステージ第1ステップの取得を目指して取り組みます。

● 環境自治体スタンダード (Local Authority's Standard in Environment)

環境配慮や環境政策に取り組むためのしくみを、自治体が確立運用し、その取組内容が環境自治体としてふさわしいかどうかをチェックするための基準です。

LAS-Eの基本フレーム

規格	目的	取組の主体
第1ステージ	庁内事務活動における環境配慮の実施	行政
第2ステージ	地域全体の環境政策の実施や事業活動における環境配慮	行政、施設利用者
第3ステージ	市民・事業者やパートナーシップ組織による環境・保全活動の実施	市民、事業者、行政

※各ステージごとに取り組み項目数などに応じて、第1ステップから第3ステップまでの段階が設定されています。

● このハンドブックについて

すべての職場（指定管理者が管理する施設も含む。）において、職員一人ひとりの確実な取組が必要です。

このハンドブックの内容を理解して日常の業務の中で積極的に取り組んでください。

職場によっては、ハンドブックの取組が業務等の実態と合わない場合もありますが、その場合には適宜職場の実情にあわせた環境に配慮した取組を行ってください。



各職場の取組状況について、年に1回、市民等で構成されたエコチェック隊により確認します。

その際、エコチェック隊員が各職場を訪れ、職員が直接質問等を受けることになります。

このハンドブックを見ながら質間に答えることができますので、常に身近なところに置き、繰り返し読むようにして、自分の取組を確認してください。



ハンドブックに自分の行動を確認できるようチェック欄を設けました。取り組む前に自分がその行動をしているかどうかチェックしてみてください。



もし、チェックがつかない項目がありましたら、早速取り組んでください。



エコチェック隊による取り組み状況の確認にあたっては、もう一度チェックして、全ての項目にチェックがつくよう努力してください。

全職員に共通した取組

A 認識・理解すること

1

生駒市の環境面での基本方針である「生駒市環境基本計画」の基本目標を理解しましょう。

生駒市環境基本計画のビジョン

環境基本計画では、生駒市の環境面からみたビジョンを定めています。

ビジョンとは「将来像」のこと、「生駒市を将来どのようなまちにしたいか」「将来どのようなまちになっている必要があるか」を表現したもので、自然環境、せいかつ環境、まち・みち環境、エネルギー環境のそれぞれの分野からみた「分野別ビジョン」と、それらを総合した「総合ビジョン」を定めています。

自然環境分野ビジョン

四季を感じられる生駒

いつでも身近に

多様な動植物と

ふれあえるまち

まち・みち環境分野ビジョン

歩きたくなる

たのしい

まち・みち

豊かな自然と
歴史と未来が
融合したまち
「いこま」

「する」をすべて

地球にやさしい暮らし

せいかつ環境分野ビジョン

省エネと

自然エネルギーで

快適に暮らせるまち

エネルギー環境分野ビジョン

2

日常の事務活動によって、地域の環境や地球環境にどのような影響を及ぼしているかについて認識し、理解しましょう。

電気を使用すると…	主な影響
火力発電により化石燃料を燃やす <ul style="list-style-type: none">■ CO₂の排出■ 硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出■ 石炭、石油、天然ガスの使用 など	地 球 温 暖 化 大 気 汚 染 酸 性 雨 資 源 の 枯 渇

灯油・重油を使用すると…	主な影響
化石燃料を燃やす <ul style="list-style-type: none">■ CO₂の排出■ 硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出	地 球 温 暖 化 大 気 汚 染 酸 性 雨 資 源 の 枯 渇

ガスを使用すると…	主な影響
化石燃料を燃やす <ul style="list-style-type: none">■ CO₂の排出■ 窒素酸化物等の大気汚染物質の排出	地 球 温 暖 化 大 気 汚 染 資 源 の 枯 渇

自動車を使用すると…	主な影響
化石燃料(ガソリン、軽油)を燃やす <ul style="list-style-type: none">■ CO₂の排出■ 硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出	地 球 温 暖 化 大 気 汚 染 酸 性 雨 資 源 の 枯 渇 悪 臭 の 発 生 騒 音・振 動 の 発 生

水を使用すると…	主な影響
<p>水道水から河川へ流れるまでに</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ きれいな水から汚れた水へ ■ 水道水の生成・送水時や下水処理時に電気を使用 	資源の枯渇 水質汚濁

紙を使用すると…	主な影響
<p>森林資源を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林が伐採され、森林資源が減る ■ 森林が減少し、CO₂の吸収量が減る ■ 製造時に電気や化石燃料を使用 など 	地球温暖化 資源の枯渇

事務用品を使用すると…	主な影響
<p>石油資源(プラスティック)森林資源(紙)を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林が減少し、CO₂の吸収量が減る ■ 原料に化石燃料を使用 ■ 製造時に電気や化石燃料を使用 など 	地球温暖化 資源の枯渇

廃棄物(ごみ)を排出すると…	主な影響
<p>可燃ごみの収集・焼却</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ CO₂を排出 ■ 硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出 ■ 清掃センターでの電気や化石燃料を使用 など 	地球温暖化 大気汚染 酸性雨 資源の枯渇 悪臭の発生
<p>不燃ごみの収集・焼却</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ CO₂を排出 ■ 硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出 ■ 埋立による土壤の汚染 ■ 埋立地からの雨水の浸出による水質汚濁 など 	地球温暖化 水質汚濁 悪臭の発生 土壤汚染 廃棄物処分場の逼迫

3

生駒市環境基本計画で定める成果指標は、次のとおりです。

生駒市環境基本計画では、計画全体の成果を図る指標として、二酸化炭素排出量、ごみ排出量、公共交通利用者数、竜田川水質、参加人数を採用し、平成30年度を目標年度としています。

指標		平成30年度 数値目標
二酸化炭素排出量の削減		平成30年（2018年）度の市域全域でのCO ₂ 排出量を平成18年度比で14%削減する。
ごみ排出量	家庭系ごみ	1人1日のごみ排出量を、平成30年度573g（現在の15%減）にします。
	再資源化率	生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に準じて29.13%への向上を目指します。
	事業系ごみ	生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に準じて6,789tに削減します。
公共交通	鉄道利用者数	現状維持から0.5%増を目標とします。
	路線バス利用者数	10%増を目標とします（生駒駅及び東生駒駅を発着するバス路線のみ）。
河川水質		竜田川の水質が、観測地点平均（年間平均）でBOD:5mg/l以下となることを目標とします。 目安として、「メダカがどこでも当たり前に見られる川」
参加人数		生駒市環境基本計画推進会議（ECO-net 生駒）が主催し、又は共催する講座や行事への参加者が、10年間の延べ人数で、生駒市の総人口（約11万7千人）と同数になることを目指します。

4

生駒市環境マネジメントシステムの独自目標について、認識し、理解しましょう。

生駒市環境マネジメントシステムの独自目標は、エコアクション（環境行動）部門、エコマネジメント（環境経営・管理）部門、エコガバナンス（環境を健全な状態に保つためには、行政、市民、事業者が協力・強調して総合的に取り組む必要があり、こうした仕組みづくりをいう。）部門から構成されています。

目標値を達成できるよう環境行動を徹底しましょう。

平成24年度 生駒市環境マネジメントシステム 独自目標一覧

部門	目的	項目	平成 24 年度目標
エコアクション部門	地球温暖化の防止	二酸化炭素排出量の削減 (1-1)	市の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量の総量を平成 23 年度比で 1.6%以上削減する。 (254t-CO ₂ 相当)
		電気使用量の削減 (1-1)	電気使用量を平成 23 年度比で 1.7%以上削減する。 (657 千 kWh 相当)
		公用車 燃料	ガソリン (1-10)
			ガソリン使用量を平成 23 年度比で 2.5%以上削減する。 (2,073l 相当)
		燃料	軽油 (1-10)
			軽油使用量を平成 23 年度比で 2.5%以上削減する。 (1,202l 相当)
			都市ガス (1-1)
			都市ガス使用量を平成 23 年度比で 1.6%以上削減する。 (3,280kg 相当)
		燃料	重油 (1-1)
			重油使用量を平成 23 年度比で増加させない。
			灯油 (1-1)
		LPG (1-1)	灯油使用量を平成 23 年度比で増加させない。
			LPG 使用量を平成 23 年度比で 1.6%以上削減する。 (854kg 相当)
	循環型社会の構築	紙類使用量 (1-3)	OA 用紙の使用量を平成 23 年度比で増加させない。
		ごみ排出量 (1-4)	ごみの排出量を平成 23 年度比で 3.1%以上削減する。 (1,640kg 相当)
	健全な水循環	水使用量 (1-2)	水使用量を平成 23 年度比で増加させない。
	環境基本計画の重点プロジェクトの推進	「取り戻そう子どもが願う竜田川」 (2-3)	ECO-net 生駒により、竜田川いいとこさがしツアーワークを年に 1 回実施します。
			竜田川本流の水質測定結果について、観測地点 4 地点のうち 1 地点で、BOD の年間平均値を 5 mg/l 以下とします。
		「環境にやさしい売り方・買い方を推進する生駒」 (2-5)	ECO-net 生駒により、「環境にやさしい売り方・買い方」に関する意見交換会を年に 2 回開催します。
			家庭系ごみを平成 23 年度比で 51t 以上削減します。
			再資源化率を 18.7%（平成 23 年度）から、22.5% に向上します。
		「みんなでつくる緑潤うまち」 (2-1)	事業系ごみを平成 23 年度比で 115t 以上削減します。
			ECO-net 生駒により、みどりのカーテンコンテストを年に 1 回開催します。
		「太陽光発電応援団」 (2-1)	ECO-net 生駒により、太陽光発電講演会を年に 1 回開催します。

エコマネジメント部門	推進本部の点検評価回数 (1-22)	環境マネジメントシステムの進捗状況を環境マネジメントシステム推進本部で年2回以上点検評価します。 ※7月頃：前年度の取組結果を踏まえた点検評価
	環境施策研修の実施回数 (1-21)	環境マネジメントシステムやその他環境に関する研修を年4回以上実施します。
	環境特性の把握に関する数値目標 (2-13)	地域の環境特性（大気、水質等）及び二酸化炭素排出量を年に1回とりまとめ、課題を明らかにします。
	環境基本計画の重点プロジェクトの進捗に関する数値目標 (2-16)	環境基本計画の重点プロジェクトの進捗状況を年に1回以上照会し、推進本部で点検評価します。
エコガバナンス部門	情報公開に関する数値目標 (1-25)	環境情報を広報やホームページで年18回以上提供します。
	環境施策への市民参画に関する数値目標 (2-24)	ECO-net 生駒により、環境に配慮する市民やリーダーを育成するための養成講座を年に1回開催します。 環境に関するイベントを市民と協働して年12回以上開催します。 生駒市又はECO-net 生駒が開催するイベントに生駒市民の総人口の10分の1（12,096人相当）に参加していただきます。
	環境施策への市民参画に関する数値目標 (2-28)	環境をテーマにした市民との意見交換会を年に1回以上開催します。
	パートナーシップ組織の環境活動内容の把握に関する数値目標 (3-23)	ECO-net 生駒の環境活動内容について、年に1回とりまとめ、「生駒市の環境」で公開します。

※家庭系ごみ、再資源化率及び事業系ごみの目標設定は、ごみ半減プランに基づきます。

※各項目の（ ）内に記載した番号は、30ページ～32ページにある、LAS-E 実施項目の項目 NO と対応しています。

※平成24年度からは、地域全体の環境政策の実施や事業活動における環境配慮を目的とする第2ステージの取り組みを開始することに伴い、エコアクション部門に「環境基本計画の重点プロジェクトの推進」に関する目標、エコマネジメント部門では環境基本計画の進捗に関する目標、エコガバナンス部門では市民参画に関する目標をそれぞれ追加しています。

全職員に共通した取組

B 具体的に行動すること

1

職場において省エネ、省資源、リサイクル、グリーン購入などを実施し、事務活動における環境行動を実践します。



電気を使用するとき

チェック欄

取組前 監査前

- 昼休み・時間外には、不必要的電気を使用しない。 □ □
- 照明については、業務や市民サービスに支障がない範囲で、間引き消灯や昼休み消灯を実施する。 □ □
- 時間外勤務や休日勤務時は、必要な箇所のみ点灯する。 □ □
- 窓側や廊下で十分な採光が確保される場合は、消灯する。 □ □
- 蛍光灯など照明の更新にあたっては、省エネタイプのものやLEDなどのエネルギー効率の高いものを導入する。 □ □
- 昼休みや長時間自席を離れるときなど、パソコンやOA機器を使用しない時は、電源を切る。 □ □
- パソコンの省電力設定について、「モニタの電源を切る」を5分以下に設定する。 □ □
- 電気製品の新規購入や更新の際には、電気使用量の少ない機器を導入する。 □ □
- シュレッダー等常時使用しない機器類は、使用するときに電源を入れ、使用後は必ず電源を切る。 □ □
- 電気機器類は、使用していない時や週末・休みの前日で退庁するときには、コンセントを抜いて待機電力の削減に努める。 □ □
- 空調の温度設定は、夏期28°C、冬期20°Cとする。 □ □
- 階段の使用を励行し、エレベーターの使用をできるだけ控える。 □ □
- 私物の電気使用や充電はしない。 □ □
- 退庁時には、パソコン本体、プリンターの電源を必ず切る。 □ □
- 最後に帰る人は、パソコン、コピー機等電気機器類の電源の切り忘れがないかを確認する。 □ □



コピーやプリントアウトするとき

チェック欄

取組前 監査前

- 両面印刷、縮小印刷機能の活用を徹底し、紙の使用量を減らす。 □ □
- 使用済み用紙(片面使用済み用紙)の裏面活用を徹底する。 □ □
- コピー機の横に使用済み用紙をストックできる容器を設置する。また、設置する場合は、「片面使用済み用紙」「両面使用済み用紙」「シュレッダー処理が必要な用紙」に分けて容器を用意する。 □ □
- コピー機の使用後は、次に使用する人がミスコピーをしないよう、必ずリセットボタンを押す。 □ □
- プリントアウトするときは、不必要的部分まで印刷しないよう、よく確認して必要な部分のみ印刷する。 □ □
- 簡易な併覧については、プリントアウトしないでメールで送るなど、庁内LANを活用する。 □ □
- 会議資料等は工夫してできるだけ簡素化し、作成部数の適正化を徹底する。 □ □
- 印刷物は、配布先や内容を精査し、必要最小限のページ数、部数とする。 □ □
- 使用済み封筒は、庁内で活用する。 □ □



物品を購入するとき

チェック欄

取組前 監査前

- 物品の購入にあたっては、まずその必要性をよく検討し、必要と判断した場合は、適正な量をよく検討した上で購入数量をできるだけ抑制する。 □ □
- 物品を購入する際には、環境負荷の低減を図るために、環境に配慮された物品を優先的に調達する。 □ □
- コピー機やプリンターのトナーについては、リサイクル可能な商品を購入する。また、使用後は回収業者に回収してもらう。 □ □
- 電化製品などの新規購入や買い替え時の際には、製品に表示されている省エネラベルなどを参考にし、省エネ性能に優れた製品を購入する。 □ □
- 使い捨て製品は、できるだけ購入を控える。 □ □
- 不要な袋や包装は断り、簡易包装での納品を要請する。また、その旨を仕様書に明記する。 □ □



「ごみ」にする前に

取組前 監査前

- 紙類は、資源回収ボックスなどで分別を徹底し、資源化する。 □ □
- 小さい紙類(名刺、付箋など)は、使用済み封筒や紙袋にまとめて資源化する。 □ □
- ファイル等は、可能な限り再利用する。 □ □
- びん、缶、ペットボトルなどは、所定の場所に設置されたリサイクルボックスに出す。 □ □
- 個人用のごみ箱は撤廃し、ごみ箱を共有する。 □ □
- プラスチック製容器包装について分別を徹底し、資源化する。 □ □
- 個人情報が含まれた文書を大量に処分する場合でも、できる限り焼却処分せずにシュレッダー処理をし、資源化する。 □ □



会議を行うとき

- 市主催の会議等における湯茶接待については、リターナブル容器の使用を徹底し、ペットボトル、紙コップ等のごみ排出に係る環境負荷があるものの使用は極力控える。また、会議等の冒頭に環境配慮に向けた率先行動の旨を周知し、理解を求めるとともにサービスの低下等の誤解を生じさせないよう配慮する。 □ □
- 市が主催し、市民等が出席する会議等(説明会等を含む。)については、出席者自身が給湯できる湯茶給湯場所を設け、配茶は行わない。 □ □



公用車を運転するとき

チェック欄

取組前 監査前

- 県庁への出張など、公共交通機関を利用できる場合は、公用車の使用を控える。 □ □
- 近距離では、公用自転車を利用する。 □ □
- 公用車を使用する際には、できるだけ低公害車や燃費のよい車を優先的に利用する。 □ □
- 急発進・急加速や空ぶかしはしないで、燃費の向上に努める。 □ □
- 3分以上停車することが予想されるときには、アイドリングストップを励行する。 □ □
- 運転前点検時には、タイヤの空気圧が下がっていないか確認する。 □ □

- 走行経路を精査し、無駄な走行を無くす。 □ □
- 公用車の新規購入にあたっては、低公害車を積極的に導入する。 □ □
- 可能な場合は、相乗りをするよう心がける。 □ □

水を使用するとき

チェック欄

取組前 監査前

- 洗面所やトイレの使用の際には、必要以上に水を流さず節水に努める。 □ □
- 水道の使用後は、水栓の止栓を確認する。 □ □
- せっけん、洗剤は必要な量だけ使う。 □ □
- 食器を洗う時は、必要以上に水を流さず節水に努める。 □ □

2

通勤時の自家用車利用による環境への影響を抑制します。



通勤時の環境配慮

チェック欄

取組前 監査前

- 近距離の通勤にはなるべく徒歩又は自転車を利用する。 □ □
- 通勤にはなるべく公共交通機関を利用する。 □ □

やむをえず自家用車で通勤する場合は

- 急発進・急加速や空ぶかしはせず、アイドリングストップを励行するなど、エコドライブを心がける。 □ □
- 普段自家用車で通勤していても、可能な日は公共交通機関や他の職員の車への相乗り、自転車の利用を心がける。 □ □
- 最寄の駅やバス停まで自家用車等で行き、そこから公共交通機関に乗り換える「パーク＆ライド」を実行する。 □ □
- 低公害車・低燃費車・ハイブリッド車の利用を心がける。 □ □

各部署での取組

1

庁舎・施設に常駐する事業者及び出入りする事業者に対し、環境配慮の要請を行います。

職員だけでなく、関連する事業者に対しても環境に配慮するという意識を持つていただくことは重要です。

施設の清掃やメンテナンスなどで常駐する事業者や、物品の納入や営業などで施設に入りする事業者に環境配慮の協力要請を行ってください。

文書で要請する場合は、23ページ、24ページの用例を参考にしてください。

◆ 常駐する事業者を管理する部署では

チェック欄
要請の実施

- 社用車の環境に配慮した運転の励行(アイドリングストップや急発進・急加速の禁止等) □
- 省エネ、省資源、ごみ減量への取組 □
- その他、業務・営業等における環境への配慮 □

◆ 出入りする事業者と接する部署では

チェック欄
要請の実施

- 物品納入の場合には、過剰な包装はしないこと。 □
- 物品納入時の包装容器の持ち帰り □
- 弁当などの空容器の回収 □
- 職員への不必要的個別チラシの配布自粛 □
- 社用車の環境に配慮した運転の励行(アイドリングストップや急発進・急加速の禁止等) □
- その他、業務・営業等における環境への配慮 □

2

環境に関する計画について、内容(策定中の場合は途中経過)を公開・提供します。また、計画の策定や改定の際には、市民参加を実現します。

◆ すでに策定している計画について

- 環境に関する既に策定している計画は、広く市民の目にふれるように、ホームページや各所属窓口で閲覧できるよう公開してください。
- 計画の内容について、市民から意見を受け付けた場合は適切に対応してください。

◆ 策定途中の計画について

- 計画の新たな策定や改定にあたっては、検討に市民が直接参加できる機会を設けてください。
- 途中経過について、ホームページなどを通じて、情報公開・情報提供してください。

3

各分野で生駒市の環境をより良くするための施策・事業に取り組みます。

所管する各分野の立場から、環境基本計画で定める「めざすべき環境の将来像(ビジョン)」を実現するために示された各プロジェクトを市民、事業者等と協働して推進するとともに、生駒市の環境を良くするための事業を推進していきます。

◆ 環境基本計画を推進する組織と協働して、環境基本計画を推進します。

- 所管する各分野の立場から、環境基本計画で定める各プロジェクトの実施に向けて、生駒市環境基本計画推進会議(愛称:ECO-net生駒)と協働して推進します。

◆ 生駒市の環境をよくするため、各分野で環境に配慮しながら事業を進めます。

- 所管課が事業を実施する場合は、環境基本計画で定めるビジョンに配慮しながら事業を実施します。

生駒市環境基本計画の重点プロジェクト

生駒市環境基本計画に示された18のプロジェクトは、ECO-net 生駒が中心となって、市民、団体、事業者、行政の協働で推進するものですが、将来ビジョンの達成のためには、行政として主体的に取り組みを推進する必要があります。

次にあげた4つの重点プロジェクトは、18のプロジェクトのうち、協働による取り組みが軌道にのってきたプロジェクトです。今後さらに効果的に推進するため、行政としての取り組みを再度確認し、推進ていきましょう。

※重点プロジェクトごとにあげた、生駒市として実施すべき項目は、生駒市総合計画において分野ごとに規定されている「行政の今後5年間の主な取組」から関連する項目を抽出したものです。

◆ 重点プロジェクト①「取り戻そう 子どもが願う竜田川」

＜ECO-net生駒として実施します＞

- 竜田川いいとこさがしツアーを実施します。
- 竜田川クリーンキャンペーンに参画します。
- エコ料理教室を開催します。
- 竜田川支流源流水質調査を実施します。
- 河川浄化方法の調査を行います。

＜生駒市として実施します＞

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すための補助制度の啓発を行うとともに、浄化槽や宅地内排水設備の適正な維持管理についての啓発を行います。
- 下水道整備区域に住む市民に対し、下水道への接続について理解と協力を求めます。
- 河川の水質改善を図るため、生活排水対策についての啓発活動を行います。
- 市民との協働による河川美化活動などの推進を図ります。
- 下水道の整備とともに合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の設置補助を推進し、生活排水処理基本計画や効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。
- 竜田川浄化センター、山田川浄化センター下水道管渠などの下水道施設の機能が十分発揮できるように適正に維持・管理します。
- 河川敷における桜の植栽など、適正な維持管理を継続します。
- 河川浄化施設の適正な維持管理を実施します。

◆重点プロジェクト②「環境にやさしい売り方・買い方を推進する生駒」

<ECO-net生駒として実施します>

- 「環境にやさしい売り方・買い方」に関する意見交換会を随時開催します。
- 「環境にやさしい買い方」啓発冊子を作成します。

<生駒市として実施します>

- 資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等により周知します。
- ごみ減量・発生抑制に関する啓発活動や情報提供を行います。
- 環境フェスティバルなどのイベントを通じて、ごみの適正な処理についての啓発・指導を行います。
- 事業者が積極的に行うごみ減量・発生抑制の取組(事業等)を支援します。
- 資源ごみの適正な分別、回収するシステムの整備を推進し、リサイクル拠点の整備及びBDFの利活用を図ります。
- 市民一人ひとりのごみ減量化やりサイクルなどについての意識を高めるため、学校等での環境教育の充実を図ります。
- 市民・事業者・行政の協働による取組を図るため、市全体のごみ排出状況をはじめ、市民活動等の情報共有システムなどの基盤整備を図ります。
- 家庭ごみの排出抑制を図るため、ごみ処理コストに係る負担のあり方に関する検討を進めます。

◆ 重点プロジェクト③「みんなでつくる緑潤うまち」

<ECO-net生駒として実施します>

- みどりのカーテンの普及事業「みどりのカーテンひろめ隊＆みどりのカーテンコンテスト」を実施します。

<生駒市として実施します>

- 地域住民による公園づくりを支援するコミュニティパーク事業の継続を図ります。
- 地域住民がルール・マナーを守った利用をし、自分たちで管理できるような制度の構築・啓発を行います。
- 緑の市民委員会や花好き・自然好き市民交流サロンなど、地域住民と行政がともに公園の管理・利用について話し合える場・機会を設けるなどの支援を行います。
- 緑の大切さを啓発し、市民や事業者が緑の創出に取り組めるような制度を整えます。
- 「生駒市みどりの基金」をPRするとともに、寄附金を募ります。
- 市民などが「生垣助成制度」や「花と緑のわがまちづくり助成制度」を活用することにより、まちなかの緑の創出を図り、緑と自然のまちづくりを推進します。
- 「花と緑の景観まちづくりコンテスト」で、多くの人々の目にふれる場所での緑化事例を顕彰します。
- 公園の設置ができない場所においては、借地公園や樹林地なども視野に入れた公園に代わる施設の整備を図ります。
- 安心して公園を利用できるよう遊具等の施設の点検を行うなど、適正な公園管理を実施します。
- 住民と協働で地域のニーズに合った公園を再整備します。
- 開発等における緑化基準を適切に運用します。
- 公共施設での緑被率を高めます。
- 緑の環境に配慮した公共事業を行います。

◆ 重点プロジェクト④「太陽光発電応援団」

<ECO-net生駒として実施します>

- 太陽光発電講演会を開催します。
- 公共施設への太陽光発電システムの設置に関する先進事例調査を行います。
- 太陽光発電設置者の情報交換会を開催します。

<生駒市として実施します>

- 住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付事業を継続します。
- 新たなエネルギー(バイオマス、太陽光、雨水など)を利活用する取組の調査・検討を進めます。

4

環境基本計画の進捗について評価、見直しを行います。

5

公共施設の利用者に対し、環境配慮の要請を行います。

市民が利用する会議室、調理室、体育館等の施設では、利用者に電気・ガス・冷暖房等の消し忘れの確認やごみの持ち帰りなど、環境配慮を呼びかけてください。

また、本市では、公共施設における自動販売機については、原則として撤廃することとなっており、施設利用者に自動販売機の撤廃の趣旨を伝えるとともに、マイボトル持参など環境配慮の要請を行います。

6

各職場において、独自の環境行動を行います。

ハンドブックに記載されている取組以外に、各職場単位で独自の環境行動を行います。

例えば、取り組みやすい工夫としては、次に掲げるのものがあります。

- (1) マイ箸、マイ水筒の持参率100%を目指すこと。
- (2) ペットボトルのキャップを集めること。

様々な取組を各職場において、工夫してください。

公の施設の管理を行う指定管理者についても、市と同様に生駒市環境マネジメントシステムの取組を行います。

◆ ハンドブックに基づいた取組を行います。

- 市の環境面での基本方針の認識・理解
- 事務活動による環境への影響の認識・理解
- 省エネ・省資源などの環境行動の実践
- 施設に常駐もしくは出入りする事業者への環境配慮の要請
- 公共施設の利用者に対し、環境配慮の要請を行います。
- 電気・ガス・灯油などの使用量、自動車利用による燃料使用量、可燃ごみの排出量など実績の把握【年に一度、実績について照会します】

◆ スタッフに対し職場研修を行います。

- エコ推進責任者を定め、スタッフに環境マネジメントシステムについて研修を行います。

◆ 年に1度、取り組み状況の監査を受けます。

- 監査にあたって、市と同様に、市民等で構成されたエコチェック隊による取り組み状況の確認を受けます。

※ 監査の結果は、市のホームページで公開されます。

エコ推進責任者とエコ推進員の役割

1

各職場において、職場研修を行ってください。

ハンドブックに基づいた環境に配慮した取組が徹底されるよう、各職場において職場研修を行い、職員へ周知を図ってください。

◆ 周知・徹底を図る内容

- 4ページに掲載されている、生駒市の環境面での基本方針である「生駒市環境基本計画」のビジョンを、職員全員が認識・理解する。
- 5ページ～6ページに掲載されている、日常の事務活動による直接的・間接的な環境への影響を、職員全員が認識・理解する。
- 7ページ～9ページに掲載されている、生駒市環境マネジメントシステムの独自目標について認識・理解する。
- 環境基本計画の各プロジェクトに該当する所管では、職員が年度目標や進捗状況について認識・理解するよう、周知を図ってください。
- 10ページ～18ページに掲載されている、職場における省エネ、省資源、リサイクルなどの環境行動について、職員に徹底してください。
- 13ページに掲載されている、自家用車の使用による環境への影響の抑制について職員に配慮を呼びかけてください。

2

LAS-Eに関する研修を受講し、もしくは職場研修を行った際には、記録簿に記録を残してください。

生駒市環境マネジメントシステムに関する研修を受講し、あるいは職場研修を行ったときは、25ページの「様式1」の記録簿に記録を残してください。

※朝礼等で、環境マネジメントシステムをテーマにお話しされた場合も含みます。

市としての取組

1

環境への取組に関する組織体制や責任体制を明確にします。

2

環境マネジメントシステム推進本部・庁内委員会を隨時開催します。

3

環境基本計画の進行管理や評価を定期的に行います。

4

環境に関する情報を定期的に公開・提供します。

「生駒市環境基本計画」及び「生駒市環境マネジメントシステム」の目標の進捗状況や達成状況をホームページなどで閲覧できるようにします。

また、市民に取り組みを呼びかけるような環境情報を広報やホームページで提供します。

5

環境施策への市民参画を図ります。

環境施策への市民参画を図るため、ECO-net 生駒により養成講座を実施するほか、市民との協働によるイベントを開催するなど、より多くの市民に呼びかけます。

6

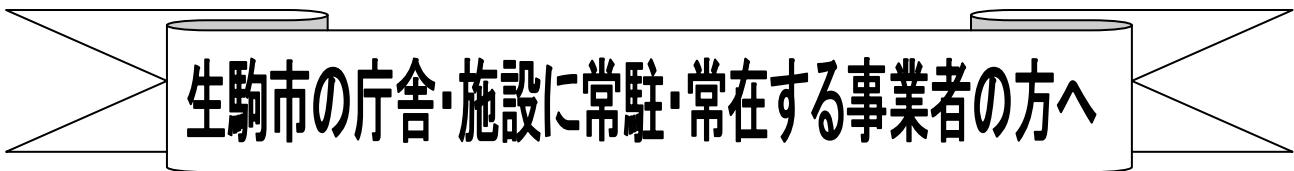
環境に関する基本方針を、誰でも閲覧できるように公開・提供します。

生駒市の環境に関する基本指針を定めた「生駒市環境基本条例」や「生駒市環境基本計画」を広く市民に周知するために、ホームページや環境政策課の窓口で閲覧できるようにします。

7

生駒市の環境施策の実施状況及び環境特性を定量的・定期的に把握し公開します。

- 以下の項目について把握し、生駒市環境白書やホームページで公開します。
- 環境マネジメントシステムの運用状況など、生駒市の環境施策実施状況
 - ECO-net 生駒の環境活動実施状況
 - 事務活動に伴う環境負荷の発生量(エネルギー・水・紙の消費量、ごみの排出量など)
 - 市域の温室効果ガス排出量
 - 大気・水質・みどり・廃棄物などの現状と取組状況
 - 環境の保全・改善に関する事業への、市民の参加状況や課題



＜事業活動における環境配慮のお願い＞

生駒市では、平成22年度から「環境マネジメントシステム」を導入し、庁舎・施設内の事務活動における環境配慮を推進しています。

つきましては、事業者の皆さんにおかれましても、次に掲げる環境行動にご協力いただきますようお願いします。

- ① 社用車の環境に配慮した運転の励行(アイドリングストップや急発進・急加速の禁止等)
- ② 省エネ、省資源、ごみ減量への取組
- ③ その他、業務・営業等における環境への配慮

※ 別添の「生駒市環境マネジメントシステム ハンドブック」の内容を参考にして取り組んでください。

ご協力をお願いします。

生駒市

生駒市の庁舎・施設に出入りする事業者の方へ

＜事業活動における環境配慮のお願い＞

生駒市では、平成22年度から「環境マネジメントシステム」を導入し、庁舎・施設内の事務活動における環境配慮を推進しています。

つきましては、事業者の皆さんにおかれましても、次に掲げる環境行動にご協力いただきますようお願いします。

- ① 物品納入の場合には、過剰な包装はしない
- ② 物品納入時の包装容器の持ち帰り
- ③ 弁当などの空容器の回収
- ④ 職員への不必要的個別チラシの配布自粛
- ⑤ 社用車の環境に配慮した運転の励行(アイドリングストップや急発進・急加速の禁止等)
- ⑥ その他、業務・営業等における環境への配慮

ご協力をお願いします。

生駒市

＜各所属 保管用＞

生駒市環境マネジメントシステム 職場研修、事業者要請実施に関する記録

生駒市環境マネジメントシステムの実施及び推進組織の設置に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生駒市環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

(システム)

第2条 このシステムは、N P O 法人環境自治体会議環境政策研究所（以下「L A S – E 事務局」という。）が開発した環境自治体スタンダード（以下「L A S – E 」といふ。）に沿って、生駒市独自に構築する。

(適用範囲)

第3条 システムは、生駒市が行う全ての事務事業（委託により実施するものを除く。）に適用する。

(推進組織の設置)

第4条 システムの適切な運用を図るため、環境マネジメントシステム推進本部、環境マネジメントシステム推進委員会、環境行動実行部門及び事務局を置く。

(環境マネジメントシステム推進本部)

第5条 前条の環境マネジメントシステム推進本部（以下「推進本部」という。）は、本部長、副本部長、幹事長、副幹事長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は市長を充て、副本部長は副市長、教育長及び水道事業管理者を充てる。
- 3 幹事長は市長公室長を充て、副幹事長は企画財政部長を充てる。
- 4 本部員は、市長事務部局の部長（前項に規定する公室長及び部長を除く。）、教育委員会事務局の部長、上下水道部長、消防長並びに議会事務局長を充てる。
- 5 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、システムの適切な運用を推進するために本部員間の調整を行い、副幹事長は幹事長を補佐する。
- 8 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 共通実施項目、独自目標その他システムの運用に関する必要な事項の決定に関すること。
 - (2) システムの運用に関する評価及び見直しに関すること。
 - (3) 環境マネジメントシステム推進委員会、環境行動実行部門及び事務局に対するシステムの適切な運用に係る必要な指示に関すること。
 - (4) その他システムの運用に関し必要な事項に関すること。

(環境マネジメントシステム推進委員会)

第6条 第4条の環境マネジメントシステム推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、所属長等のうち、本部長が指名した者をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。
- 3 推進委員会は、本部長の指示に基づき、次の事務を所掌し、その結果を本部長に報告する。
 - (1) システムの運用に関し、必要な調査に関すること。
 - (2) システムの運用に関し、職員に対する教育及び指導に関すること。
 - (3) その他、システムの運用に必要な取組の推進に関すること。

(環境行動実行部門)

第7条 第4条の環境行動実行部門は、システムの対象となる事務事業を所管する所属の職員とする。

- 2 環境行動実行部門は、システムの運用に際し、推進本部及び推進委員会が定めた事項その他必要な

取組を履行するものとする。

- 3 環境行動実行部門にエコ推進責任者を置き、所属長等をもって充てる。
- 4 前項のエコ推進責任者は、推進本部の指示に基づき、次に掲げる事項を所掌し、その結果を推進本部に報告するものとする。
 - (1) システムの運用に関し、必要な調査に関すること。
 - (2) システムの運用に関し、所属職員に対する教育及び指導に関すること。
 - (3) その他システムの運用に必要な取組の推進に関すること。
- 5 環境行動実行部門にエコ推進員を置き、所属職員の中からエコ推進責任者が指名した者をもって充てる。
- 6 前項のエコ推進員は、第3項のエコ推進責任者を補佐し、所属の環境行動の記録並びに所属内の連絡調整及び環境配慮に関する啓発を行う。

(目標の設定)

第8条 L A S – E に定める取組項目（以下「共通実施項目」という。）の具体的な実施方法及び生駒市が取り組む独自の目標（以下「独自目標」という。）は、推進本部の議を経て本部長が決定する。

- 2 本部長は、前項で決定した共通実施項目及び独自目標を環境行動実行部門に通知する。

(監査)

第9条 システムの運用に係る監査は、L A S – E 事務局が示す監査ガイドラインの趣旨を踏まえ、年1回以上行うものとする。

- 2 共通実施項目の監査は、取組の開始後、3ヶ月以上経った時点で行うものとする。
- 3 独自目標の監査は、実績数値が確定した後、速やかに行うものとする。
- 4 監査の結果、取組が不十分と認められた項目等については、速やかに是正等の措置を講ずるものとする。
- 5 監査の結果は、報告書に取りまとめ、L A S – E 事務局に提出するものとする。

(意見等の聴取)

第10条 システムの適正な運用を図るため、第8条の規定による目標の設定及び前条の規定による監査の実施に際し、別に定めるところにより、市民等に対し、意見若しくは助言又は運用状況の確認を求める機会を設けるものとする。

(公表)

第11条 本部長は、監査結果及びL A S – E 事務局から受けた合否の判定を市民に公表するものとする。

(教育)

第12条 本部長は、年1回以上システムの運用や取組状況等にかかる研修会を開催し、全ての職員に受講させるものとする。

- 2 本部長は、前項に規定する研修会のほか、職員に対し、必要な啓発及び教育等を実施するものとする。
- 3 エコ推進責任者及びエコ推進員は、職場内において所属職員に対し、システムの運用や取組状況、その他必要な研修を日常的に行うものとする。

(システムの見直し)

第13条 本部長は、監査結果を受け、必要に応じてシステムの見直しを行う。

(事務局)

第14条 環境マネジメントシステムを推進するため、事務局を環境経済部環境政策課に置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) システムの運用状況の集約並びに推進本部、推進委員会及び環境行動実行部門との連絡調整に
関すること。

(2) その他システムの庶務全般に関すること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行する。

生駒市環境マネジメントシステムの推進に係る懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市環境マネジメントシステムの実施及び推進組織の設置に関する取扱要綱（平成22年1月1日施行。以下「取扱要綱」という。）第10条の規定に基づき、市民等の視点からの意見、助言等を求めるため、生駒市環境マネジメントシステムの推進に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに關し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見若しくは助言又は確認を求める事項は、生駒市環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）の運用に係る次の事項とする。

- (1) 取扱要綱第8条に規定する共通実施項目の具体的な実施方法及び独自目標の設定に関すること。
- (2) 前号の共通実施項目及び独自目標の取組状況に関すること。
- (3) その他市長が意見等を求める必要があると認める事項。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。この場合において、市長は、前条各号に掲げる事項ごとに参加を求めることができる。

- (1) 市民、事業者等
 - (2) NPO法人環境自治体会議環境政策研究所が派遣する環境政策の専門家
 - (3) 取扱要綱第5条に規定する環境マネジメントシステム推進本部の幹事長、副幹事長及び環境経済部長
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、懇談会に關係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

- 2 市長は、懇談会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、環境政策課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に關し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行する。

LAS-E【第1ステージ】実施項目

部門	項目NO.	実施項目	取り組み内容
エコアクション部門	1-1	●	◎職場内で省エネルギー(電気、ガス、灯油などの利用削減や効率的利用)に取り組んでいる
	1-2	●	職場内で節水や排水時の環境負荷低減に取り組んでいる
	1-3	●	職場内で紙使用の抑制・再使用・リサイクルに取り組んでいる
	1-4	●	職場内で廃棄物の発生抑制・再使用・リサイクルに取り組んでいる
	1-5	●	職場で使う製品のグリーン購入(再生紙、環境配慮型製品の使用など)や地場産品の購入に取り組んでいる
	1-6	●	公共施設における再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマスなど)の活用を検討し、導入している
	1-7	●	公共施設において環境配慮型設備の設置・更新(高効率・省エネ型設備、断熱化、緑化など)を検討し、導入している
	1-8	●	庁舎・施設内に常在する者(施設管理者、食堂・売店スタッフ等)に環境配慮の要請をしている
	1-9	●	庁舎・施設へ出入りする事業者に環境配慮への協力の要請をしている
	1-10	●	公用車利用による環境影響の抑制(職員の勤務中の公用車利用の抑制、エコドライブ、自転車の利用や低公害車の導入など)を実施している
	1-11	●	職員の通勤時の直接的環境影響の低減(マイカー使用の抑制、エコドライブ、公共交通機関や自転車の使用など)を実施している
	1-12	●	◎1~11のエコオフィス活動に関する独自の数値目標を5つ以上設定している
エコマネジメント部門	1-13	●	◎首長が環境に関する基本方針を設定し、職員がこれを認識・理解している
	1-14	●	事務事業に伴う環境への影響の内容が把握されており、職員がこれを認識・理解している
	1-15	●	職員が環境マネジメントシステムで定めた独自の数値目標について、認識・理解している
	1-16	●	環境マネジメントシステムに関する組織体制・責任体制が明確になっており、職員が組織上の役割を認識・理解している
	1-17	●	職員が環境や環境マネジメントシステムに関する教育を受け、その内容を理解している
	1-18	●	各職場において独自の環境配慮の工夫をしており、職員がこれを理解し実践している
	1-19	●	事務活動に伴う環境負荷の発生量を定量的・定期的に把握している
	1-20	●	庁内事務活動の環境への取り組みに関する部門間の協議組織が定期的に開催されており、部門長がこれに参加し内容を指示・伝達している
	1-21	●	すべての職員に環境や環境マネジメントシステムに関する教育を受ける機会や情報を定期的に提供している
	1-22	●	首長が環境に関する協議組織と定期的に協議し、環境マネジメントシステムについて適切に指示している
	1-23	●	◎13~22の環境を意識した行政運営に関する独自の数値目標を1つ以上設定している
	1-24	●	◎環境に関する基本方針を一般に公開している
エコガバナンス部門	1-25	●	環境に関する数値目標の達成状況や取り組みの実施状況を定期的に公開・提供している
	1-26	●	環境に関連する計画(環境基本計画、都市計画マスターplan、緑の基本計画、ごみ処理基本計画など)の内容を公開・提供している
	1-27	●	環境に関連する計画(環境基本計画、都市計画マスターplan、緑の基本計画、ごみ処理基本計画など)の策定・運用にあたり、途中経過を率先して公開・提供している
	1-28	●	環境を保全・改善する施策・事業(公園・緑地整備、水辺整備など)について、その内容を公開・提供するしきみがある
	1-29	●	環境に影響を与える主要な公共事業(道路等の建設、ごみ処理施設建設、宅地造成・公共施設建築など)について、その内容を公開・提供するしきみがある
	1-30	●	◎24~29の環境情報公開に関する独自の数値目標を1つ以上設定している

※ 実施項目の「●」は、平成24年度に生駒市が取り組む項目

※ 取り組み項目の「◎」は必須項目

LAS-E【第2ステージ】実施項目

部門	項目NO.	実施項目	取り組み内容
エコアクション部門	2-1	●	再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を実践することにより、災害に強い低炭素型のまちづくりを進めている
	2-2	●	環境負荷の少ない移動手段の確立を進めている
	2-3	●	健全な水循環や、清らかな水・水辺環境の維持・回復を進めている
	2-4	●	森林・農地の持つ環境保全機能を維持し、生物多様性の保全・創造を進めている
	2-5	●	廃棄物の排出や有害物質の使用を減らし、資源の循環利用を進めている
	2-6	●	地域資源の活用や地域間連携による産業育成やまちづくりを進め、食糧や主要な資源の自給度を高めている
	2-7		遵守すべき関係法令の洗い出しとその見直しが定期的に行われている
	2-8		公共施設の設備の運転や点検の際に法令に沿った環境配慮が行われている
	2-9		公共施設の緊急事態発生時における環境配慮や未然防止策が行われている
	2-10	●	公共施設の利用者に対し環境配慮の要請をし、その状況を確認している
	2-11		公共事業の計画・設計・発注・施工時の環境配慮に取り組んでいるとともに、関係法令およびガイドラインを遵守している
	2-12		◎以上の環境施策・事業活動に関する独自の数値目標を5つ以上設定している
エコマネジメント部門	2-13	●	地域の環境特性(大気、水質、緑、廃棄物などの状況)や地球環境への負荷(CO2排出量など)を定量的・定期的に把握し、課題が明らかになっている
	2-14	●	環境に関する施策・事業を体系的に整理したうえで、その実施結果を定期的に把握し、とりまとめている
	2-15		環境保全関係事業予算や事業ごとの環境対策費の推移を定期的に把握している
	2-16	●	首長と環境に関する協議組織とが定期的に協議し、環境配慮や環境保全・改善施策について首長が適切に指示している
	2-17	●	環境に関する計画や施策・事業について点検・評価し、成果や課題について把握し、今後の方針を検討している
	2-18		エコオフィスに関する数値目標を各職場で設定し、自己評価・見直しを行っている
	2-19		環境方針と関連する独自の取り組みを各職場で実施し、自己評価・見直しを行っている
	2-20	●	職員が環境に関する基本目標や地域の特徴を踏まえ、自らの役割や実践すべきことを認識・理解している
	2-21		◎以上の環境政策の実施・点検・見直しに関する独自の数値目標を1つ以上設定している
	2-22		環境に関する市民の満足度やニーズについて、意識調査などを通じ定期的に把握し、とりまとめている
エコガバナンス部門	2-23		エコマネジメント部門で把握している事項をとりまとめ、年次報告書などの形で対外的に広く公表し、これらの取り組みに対する市民などの評価を掲載している
	2-24	●	環境学習のための情報や、活動の機会を提供し、環境に配慮した市民やリーダーを育成している
	2-25	●	市民からの環境に対する問い合わせや苦情、要望に対し、迅速かつ適切な対応方法を確立し、とりまとめている
	2-26	●	環境に関する計画や施策・事業についての市民の意見を、はがき、メールなどで受け付けており、適切に対応している
	2-27		環境保全・改善事業(公園・緑地などの維持管理、街路・河川などの環境美化活動など)に市民が参加・協力して実施した結果をとりまとめている
	2-28	●	環境に関する計画策定や改訂作業に、市民が直接参加する機会を設けている(市民委員会、懇談会など)
	2-29		環境に関する施策・事業について、事前または事後に市民が直接意見を言うことのできる複数の機会を設ける(懇談会、公聴会の開催など)
	2-30		◎以上の環境政策への市民参加に関する独自の数値目標を1つ以上設定している

※ 実施項目の「●」は、平成24年度に生駒市が取り組む項目

※ 取り組み項目の「◎」は必須項目

LAS-E【第3ステージ】実施項目

部門	項目NO.	実施項目	取り組み内容
エコアクション部門	3-1		地域の各主体が事業活動や事業所、家庭内で省エネルギー(電気、ガス、灯油などの利用削減や効率的利用)に取り組んでいる
	3-2		地域の各主体が事業活動や事業所、家庭内で節水や排水時の環境負荷低減に取り組んでいる
	3-3		地域の各主体が事業活動や事業所、家庭内で紙使用の抑制・再使用・リサイクルに取り組んでいる
	3-4		地域の各主体が事業活動や事業所、家庭内で廃棄物の発生抑制・再使用・リサイクルに取り組んでいる
	3-5		地域の各主体が事業活動や事業所、家庭内で製品のグリーン購入(再生紙、環境配慮型製品の使用など)や地場産品の購入に取り組んでいる
	3-6		地域の各主体が事業活動や事業所、家庭内で再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマスなど)の活用を検討し、導入している
	3-7		地域の各主体が事業活動や事業所、家庭内で環境配慮型設備への更新(高効率・省エネ型設備、断熱化、緑化など)を検討し、導入している
	3-8		地域の各主体が、災害に強い低炭素型のまちづくり(再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動など)を目的とした活動を実施している
	3-9		地域の各主体が、地域の環境負荷の少ない移動手段の確立を目的とした活動を実施している
	3-10		地域の各主体が、地域の健全な水循環や、清らかな水・水辺環境の維持・回復を目的とした活動を実施している
	3-11		地域の各主体が、地域の森林・農地の持つ環境保全機能を維持し、生物多様性の保全・創造を目的とした活動を実施している
	3-12		地域の各主体が、地域の廃棄物の排出や有害物質の使用を減らし、資源の循環利用を目的とした活動を実施している
	3-13		地域の各主体が、地域資源の活用や地域間連携による産業育成やまちづくりを進め、食糧や主要な資源の自給度を向上を目的とした活動を実施している
	3-14		◎以上の各主体や主体間の協働による環境活動に関する独自の数値目標を2つ以上設定している(※第2ステップでは3つ以上、第3ステップでは4つ以上)
エコマネジメント部門	3-15		地域の各主体の共通ビジョンとしての環境方針を策定し、各主体がそれを理解し、自らの活動とのつながりを意識している
	3-16		地域の各主体が自らの活動の環境目標を設定し、自己評価や見直しを行っている
	3-17		各主体が参加して地域全体の環境に関して協議するしくみがあり、これが定期的に行われている
	3-18		地域の各主体が、環境に関する取り組みについて、他の主体からのニーズを把握するとともに、その意見を取り入れるしくみがある
	3-19		行政が、市民・事業者による主体的な環境活動やパートナーシップで行う環境活動の実施状況について把握している
	3-20		地域の各主体が環境の取り組みを相互に点検・評価するしくみがあり、これが定期的に行われている
	3-21		◎以上の各主体や主体間の協働による環境マネジメントシステムに関する独自の数値目標を1つ以上設定している
エコガバナンス部門	3-22	●	行政が市民・事業者やパートナーシップ組織の環境活動内容を年次報告書などへ記載して公表している
	3-23	●	地域の各主体が組織の環境に関する活動成果を定期的に公表している
	3-24		地域の各主体が自らの参画を前提とした政策を提案し、提案に基づいた取り組みを実践している
	3-25		行政が地域の各主体の協働による環境活動のための場や機会を提供している
	3-26		行政が地域の各主体の協働による環境活動のための拠点施設を設置したり、情報交流のための基盤を整備している
	3-27		行政が地域の各主体の協働による環境活動の成果を発表し交流するためのイベントを定期的に開催している
	3-28		行政を含む地域の各主体が、効果的に地域の環境を保全、創造するために相互に支援を行っている
	3-29		行政を含む地域の各主体が協働して、環境政策・環境計画の策定・改訂・見直しを行っている
	3-30		◎以上の主体間の協働による意思決定や活動の実践、その支援、情報公開に関する独自の数値目標を1つ以上設定している

※ 実施項目の「●」は、平成24年度に生駒市が取り組む項目

※ 取り組み項目の「◎」は必須項目

**平成24年度版
環境マネジメントシステム ハンドブック**

**生駒市 環境経済部 環境政策課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号**

TEL (0743)74-1111(代表)

FAX (0743)75-8125